

令和7年度第4回紋別警察署協議会議事概要

1 開催日時

令和8年2月20日（金）午後4時00分から午後5時00分まで

2 開催場所

紋別警察署 大会議室

3 出席者

(1) 協議会委員 6名（定員7名）
会長 阿部 慶太
副会長 桜木 恵
委員 長尾 哲也
横山 幸補
田中 智子
鎌田 彩夏

(2) 警察署 8名
署長 柴崎 健太郎
副署長 平 清一
会計課長 山田 裕基
刑生課長 佐藤 秀樹
地交課長 森 章敏
警備課長 會田 邦彦
警務課長 中川 昌彦
警務係長

4 会長挨拶

5 警察署長挨拶

6 業務概況説明

令和7年中における

- (1) 刑法犯の認知・検挙状況
- (2) 交通事故発生状況

7 紋別警察署の業務運営に対する意見・要望

- (1) 警戒パトロールの強化について

委員～ 昨年、技能実習生の女性が不審者につきまといわれたり、声掛けされたり、寮の階段を昇降する不審者もいたため、その都度、警察に通報し、対応をしてくださいました。

今後、雪が解け、人の動きが激しくなると思いますので、技能実習生の女性がわいせつなどの凶悪事件の被害に遭わないよう、同女性らが仕事を終えた夕刻頃に、寮やアパートの所在が多い地域のパトロールをお願いしたい。

警察～ 引き続き「見せる警戒活動」として、パトカーや制服警察官の姿を多く見せて、パトロール活動を推進していきます。

被害に遭わないよう、何か不審なこと、心配になことがあれば、110番または紋別警察署に通報してください。

- (2) ヒグマ出没時における通報先の再確認と緊急銃猟制度の仕組みについて
- 委員～ 冬眠から覚めたヒグマが、早ければ、4月から出没し、住宅の敷地に侵入してくることが考えられます。
このような緊急性があり、自治体の緊急銃猟を視野に入れた際の通報は、警察がよいのか、自治体がよいのか再確認したい。
- 警察～ 通報にあつては、既に、警察と各自治体にて連絡体制を構築しているので、どちらでもかまいません。
- 委員～ 緊急銃猟制度の仕組みについて確認したい。
- 警察～ 自治体の緊急銃猟は、改正鳥獣保護管理法を根拠に、クマやイノシシが住宅地などに出没した際、生活圏への侵入、人命、身体への危険防止に緊急性が認められる場合、銃猟以外の方法での対処が困難な場合、周囲の安全が確保される場合など4つの条件全てを満たせば、市町村長の判断でハンターに銃器を用いて駆除、捕獲を依頼できるという仕組みになっています。
なお、自治体が緊急銃猟のため、法に基づく手続きや準備が間に合わず、人の生命・身体に危険が切迫し、人身被害のおそれがある場合、警察官職務執行法第4条「避難等の措置」を根拠とし、警察官が緊急措置としてハンターに駆除を命じ、または対応する場合があります。

8 冬季特別術科訓練納会見学

9 次回開催予定 令和8年6月頃